

支所長指示第37号

令和4年12月5日

札幌拘置支所長 藤田 貴弘

### 被收容者の発信する電報の取扱いについて

標記について、NTT東日本の電報サービス受付形態が変更となることにより本年12月13日から下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

なお、令和4年9月26日付け当職指示第29号「被收容者の発信する電報の取扱いについて」は本指示の施行をもって廃止する。

### 記

#### 1 電報発信の受付について

(1) 緊急性があると認められる用件の場合及び刑事弁護人又は刑事弁護人になろうとする者等に対する発信に限り許可するものとする。

#### (2) 平日における発信

ア 出願受付時間は、原則として午前8時30分から午後4時までとする。

(午後1時以降の受付は翌日の配達となる)

イ 電報発信は、別紙1「電報発信願箋」を出願させた上、別紙2「電報申し込み用紙」に電文等を記載させること。

#### (3) 夜間及び休日における発信

原則として電報の発信出願は受け付けない。

#### 2 記載要領について

別紙2「電報申し込み用紙」に記載する電文は、従前の「かな」「漢字」の区分のみによらず、英数字も含めて自由に記載できるが、漢字は常用漢字を基本とすること。

「病気、至急連絡されたし」というような定文電報の取扱いはなく、暗号等、読解できない電文は受け付けない。

通常の発信の検査と同様であることに留意すること。

#### 3 その他

(1) 庶務課においては、当支所で使用するインターネットメールアドレスを使用した会員IDを作成し、入力した履歴情報の漏えいを防止するため、当支所で作成した電報申し込み用のログインID・パスワードは庶務課長において保管すること。

- (2) 電報発信に係る願箋等は、書信係による検査を経て手持ちで決裁を受け、会計係に引き継ぐこととするが、会計係が手入力をする必要があるため、居室棟担当者を含む処遇部門の職員は申込用紙に判読できない箇所がないかをよく確認し、判読不能な場合は訂正、追記させる等してから別紙2の「※処遇部門確認」欄にチェックを記した上で会計係に引き継ぐこと。
- なお、居室棟勤務職員は、発信内容に及ぶ指導は任意で行う必要があることから、判読不能な場合の書き直し指導と発信内容に及ぶ指導は「区分け」があることに留意すること。
- (3) 処遇部門から引継ぎを受けた会計係は(1)のIDでNTT東日本ホームページにログインし、電報文を入力の上、入力後は必ず別の職員と共に読み上げを行う等して入力内容に間違いのないことを確認した上で申し込むこと。
- (4) 電報発信の申し込みをした後、取り下げは受け付けない。
- (5) 上記(3)の申し込みを行った後、翌日の配達扱いとして受理した申込みについて、保釈許可決定・執行猶予判決がなされるなど、急な出所事由がある場合でも取り下げは受け付けない。
- 本人が出所した後、同電報が配達先不在、受け取り拒否で不着のため当支所に戻ってきた場合、本人は不在のため受け付けず、電報センターで保管されることとなるが、これらについては関与しない。
- (6) 原則として通数制限は設けないものとする。

支 所 長		次 長		首 席		統 括		主 任		担 当	
-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

## 電 報 発 信 願 箋

令和 年 月 日出願

階 棟 室	西・東	階 棟 室	称 呼 番 号	第	番	名 字		証 明 印	
宛 て 先	(ふりがな) 〒								
	住 所 _____								
(ふりがな)									
氏 名 _____ 続柄 _____									
先方の電話番号 _____									

別紙記載のとおり、電報発信願います。

(注) 以下は記入しないこと。

発 信 年 月 日	令 和	年	月	日
N T T 東 日 本 申 込 時 刻	午 前			
	時 分			
料 金	円			
そ の 他	円			
消 費 税	円			
合 計 金 額	円			
発 信 取 扱 者 印	電 報 料 金		告 知 者 印	
	告 知 指 印			

※ その他欄には加算料金がある場合に記入する。

# 電報申し込み用紙

別紙2

※ 処遇部門確認

差出人氏名		第 番						お届け先氏名							
								様							
電文															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(注) 電報発信願箋及び本用紙を職員に提出した後の取り下げは受け付けません。  
当支所職員で機械入力するため、入力内容の誤りについてのクレームには応じません。